

※記事中の表記について …フリーダイヤル

引っ越し

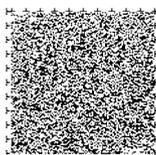
「引越し手続きナビ」をご利用ください。スマートフォンやパソコンで手続きを検索。届出書も一括作成できます。



引っ越し

引っ越し

手続きの項目 【関連ページ】	港区に転入する場合	港区から転出する場合
転入届・転出届 (区外の住所異動) P.36 「届け出・登録・証明」	転入した日から14日以内に各総合支所区民課窓口サービス係および台場分室に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 窓口に来られる人の本人確認書類 (2) 前住所の区市町村で発行した転出証明書 (3) マイナンバーカード(カードを持っている人全員分) ※転入する人が外国人の場合、特別永住者証明書または在留カードが必要になります。 ※代理人の場合は委任状が必要	区外へ転出する場合は、転出する日までに各総合支所区民課窓口サービス係および台場分室に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 窓口に来られる人の本人確認書類 (2) マイナンバーカード ※代理人の場合は委任状が必要
転居届 (港区区内での住所異動) P.36 「届け出・登録・証明」	新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。 ※転居前の届け出はできません。 ※届け出期間を超過してしまっている場合は、賃貸契約書等の転居した日が分かる書類が必要になることがありますので、届け出前にお問い合わせください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 本人確認書類 (2) 国民健康保険証(区で国民健康保険に加入している人) (3) マイナンバーカード(カードを持っている人全員分) ※全員分のカードの暗証番号の入力が必要になります。 (4) 転居者全員の在留カード、特別永住者証明書または旧外国人登録証明書(外国人住民の人のみ)	
印鑑登録 P.39 「届け出・登録・証明」	各総合支所区民課窓口サービス係および台場分室に申請してください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 登録する印鑑(印鑑の種類はP.39～40を参照ください) (2) 窓口に来られた人の本人確認書類 ※代理人の場合は委任状および代理人の印鑑も必要	印鑑登録証(カード)は返還してください。
国民健康保険 P.41 「国民健康保険」	加入する場合は、転入した日から14日以内に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 窓口に来られる人の本人確認書類 ※代理人(別世帯の人)による届け出の場合は委任状が必要となります。	転出届により、転出日(国外転出の場合、転出日の翌日)に喪失します。 【手続きに必要となるもの】 保険証 ※未納の保険料がある場合は清算をお済ませください。
国民年金 P.50「国民年金」	原則として届け出は必要ありません。 ただし、日本年金機構においてマイナンバーが未収録となっている人や、海外居住等でマイナンバーをお持ちでない人は届け出が必要です。 【手続きに必要となるもの】 (1) 基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (2) マイナンバーカード等の本人確認書類 ※日本年金機構でマイナンバーを収録しているかは、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(050で始まる電話からは☎03-6700-1165)で確認できます。	原則として届け出は必要ありません。
小学校・中学校 P.72「学校・教育」	通学区の学校に転入学する場合は、各総合支所区民課・台場分室で転入手続きを行い、前籍校から渡された在学証明書と教科用図書給与証明書を指定した学校に持参してください。 転入学時に、学校選択を希望する場合は、学務課学事係までお問い合わせください。	現在通学している学校から転校に必要な書類(在学証明書、教科用図書給与証明書)を受け取り、引っ越し先の教育委員会で行ってください。

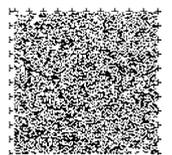


手続きの項目 【関連ページ】	港区に転入する場合	港区から転出する場合
後期高齢者 医療制度 P.48 【後期高齢者医療制度】	後期高齢者医療の被保険者は速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】本人であることを確認できるもの、前市町村で交付された負担区分証明書（負担区分証明書は都外からの転入のみ）	後期高齢者医療の被保険者は速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】後期高齢者医療被保険者証 ※未納の保険料がある場合は精算をお済ませください。
障心身障害者 医療費助成 P.124 【障害のある人が利用できるサービス】	【手続きに必要となるもの】健康保険証／課税証明書（全項目証明）／障害者手帳 ※マイナンバー連携について同意した場合は、課税証明書は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> 転出時の手続きはありません。転出先自治体で手続きしてください。（◎受給者証は返還） 都内の他の区市町村に転出するときは、総合支所で「交付状況連絡票」の発行を依頼し、転入先でマル障の交付申請を行う際に、提出してください。
子ども医療 P.68 【手当・助成】	転入後、速やかに届け出てください。 ※郵送での申請、電子申請も可能です。 【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、キャッシュカード 等 ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類と委任状等が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険証の写し 	転出証明書受理後、手続きをしてください。 【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、キャッシュカード 等 ●(乳) (子) (育) 医療証
母子健康手帳(親子手帳) P.62 【出産・育児・子ども】	転入届の際、一緒に届け出てください。	転出先の自治体にお問い合わせください。
児童手当・特例給付 P.68 【手当・助成】	転入後、速やかに届け出てください。 ※郵送での申請、電子申請も可能です。 【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 請求者の本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：保険証、年金手帳、キャッシュカード 等 ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類と委任状等が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 請求者および配偶者の個人番号確認書類（次のいずれかの書類） マイナンバーカード等、個人番号が記載された住民票の写し 請求者の口座が確認できるもの（通帳等） 	転出証明書受理後、手続きをしてください。 【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：保険証、年金手帳、キャッシュカード 等
児童扶養手当・ 児童育成手当・ ひとり親家庭等 医療費助成 P.69 【手当・助成】 P.70 【ひとり親家庭】	【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、キャッシュカード 等 <ul style="list-style-type: none"> 請求者等の個人番号確認書類（次のいずれかの書類） マイナンバーカード等、個人番号が記載された住民票の写し 戸籍謄本 等 お住まいの名義がわかるもの（賃貸借契約書 等） 該当する手当証書 受給者の口座番号が確認できるもの（通帳等） 本人および対象児童の健康保険証の写し ※個別により必要書類が異なります。詳しくは、相談時にご確認ください。 ※原則として、代理人による手続きは出来ません。 ※お近くの総合支所区民課保健福祉係で申請してください。	【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（次のいずれかの書類） 1点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 2点で確認できるもの：保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、キャッシュカード 等 <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書 ひとり親医療証

引越



引越





手続きの項目 【関連ページ】	港区に転入する場合	港区から転出する場合
特別児童扶養手当 P.69 【手当・助成】	【手続きに必要となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類(次のいずれかの書類) 1点で確認できるもの:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等 ●2点で確認できるもの:保険証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、キャッシュカード 等 ●特別児童扶養手当証書 ●受給者の口座番号が確認できるもの(通帳等) ※個別により必要書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。 ※お近くの総合支所区民課保健福祉係で申請してください。	転出時の特別児童扶養手当の手続きはありません。転出先の自治体で手続きしてください。
障害児福祉手当・特別障害者手当等 P.124【手当等】	転入後14日以内に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳(お持ちの人のみ)・認定通知書・受給者の預金通帳・マイナンバーカード等	転出後14日以内に転出先の自治体に届け出てください。
身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳) P.120【障害に関する手帳】	身体障害者手帳または愛の手帳(療育手帳)をお持ちの場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。 手続きに必要となるものはお問い合わせください。	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)をお持ちの場合は、転出後、速やかに担当課に届け出てください。手続きに必要となるものは転出先の自治体にお問い合わせください。
介護保険以外のサービス P.113【日常のサービス】	サービスの利用を希望される場合は、各総合支所区民課保健福祉係で手続きをしてください。	サービスに関連する機器をレンタルしている場合は、速やかに届け出て機器をご返却ください。
自立支援医療(育成医療、精神通院医療) P.69【子どもの疾病への医療費助成】 P.125【自立支援医療(精神通院医療)】	転入後、速やかに担当課に届け出てください。	転出後、速やかに担当課に届け出てください。
精神障害者保健福祉手帳 P.120【障害に関する手帳】	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。 手続きに必要となるものはお問い合わせください。	転出先の自治体にお問い合わせください。
原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む) P.53 【軽自動車税(種別割)】	速やかに申告してください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 窓口に來られる人の本人確認書類 (2) 廃車申告受付書(廃車されていない場合はナンバープレートと標識交付証明書)	速やかに申告してください。 【手続きに必要となるもの】 (1) 窓口に來られる人の本人確認書類 (2) ナンバープレートと標識交付証明書
運転免許証	警察署で手続きをしてください。	警察署で手続きをしてください。
税金 P.53【税金】		1月1日現在港区に居住している場合は、年の途中で転出しても、当該年度の住民税(特別区民税・都民税)・森林環境税は港区へ納めることになります。
ペット(犬) P.81【動物を飼っている人へ】	<ul style="list-style-type: none"> ●犬にマイクロチップを装着していない場合 転出した自治体で登録した犬鑑札を持って、各総合支所区民課保健福祉係で転入の手続きをしてください。 ●犬にマイクロチップを装着している場合 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで住所等変更を行ってください。窓口での手続きは不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●犬にマイクロチップを装着していない場合 転入する自治体に港区で登録した犬鑑札を持って転入の手続きをしてください。港区での手続きは不要です。 ●犬にマイクロチップを装着している場合 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで住所等変更を行ってください。また、窓口での手続きについては転出先の自治体にお問い合わせください。港区での手続きは不要です。

